

この制度は、全国で約140の事業場が実施しており、たいへん好評です。(昭. 38. 5)

○利用家庭から喜ばれている。

——安い経費で信頼できるホームヘルパーにきてもらえるので

○従業員一般に安心感を与えている。

——主婦の事故のさいも手代りの心配をする必要がないので

—— ある会社の場合 ——

従業員1,380名(従業員世帯470世帯)

制度担当部局	厚生課
ホームヘルパー	2名
家庭派遣の時間	8時—17時
家庭の利用料	1日200円
ホームヘルパーの給与など	
月給	15,500円
賞与	年2回
通勤費支給(派遣交通費は会社負担)	
作業衣用具貸与	

問合せやご相談は

この制度の実施方法やホームヘルパーについての問合せ、相談、くわしい資料などは、各都道府県婦人少年室へご連絡下さい。

婦人少年室の所在地は

事業内ホームヘルプ制度の あ ら ま し

婦	人
リーフレット	
No.	84

事業場が

従業員の家庭に

ホームヘルパーを

派遣する制度

それが

事業内ホームヘルプ制度

です



この制度の方式

この制度はだれが実施するか

会社や工場が、福利厚生の一事業として行ないます。

この制度を利用できるのは

その会社の従業員で、家事担当者が病気などのため、家事処理に困った場合です。

だれがホームヘルパーの雇い主か

この制度を実施する会社や工場です。

(個々の家庭ではありません。)

賃金も会社から支払われます。派遣をうけた家庭が支払うものではありません。

(会社では、ホームヘルパーの派遣を受けた家庭から低額の利用料をとることがあります。)

ホームヘルパーの働く時間は

労働基準法の適用を受けますので、原則として実働8時間です。

ホームヘルパーはどんな仕事をするか

洗濯、つくろい、掃除、料理、子供の世話など、平常の家事をします。

(病人の専門的看護や、家業の手つだいはいしません。)

主婦の病気や出産など事故の種類に応じ、それぞれに適した“標準家事作業”をします。

業務の管理

ホームヘルパーを派遣する家庭、派遣の時間及び期間、作業内容などは、その都度会社がきめます。

ホームヘルパーとしては

“ホームヘルパー養成講習”を修了した婦人を雇うことになります。